

## 1 市と事業者との清掃区分

室名		日常清掃		定期清掃		備考
		学校等	事業者	学校等	事業者	
学習諸室	普通教室	○			○	
	生徒用ロッカー室	○			○	
	理科室	○			○	
	理科準備室	○			○	
	家庭科室	○			○	
	家庭科準備室	○			○	
	図書室・コンピュータ室	○			○	
	コンピュータ準備室	○			○	
	生徒会室	○			○	
	進路指導室・資料室	○			○	
	和室		○		○	
	多目的教室	○			○	
	音楽高校新校舎等 管理諸室	校長室	○			○
同窓会・資料室			○		○	
事務エリア		○	△		○	職員室 注釈1
普通科職員エリア						
音楽科職員エリア						
非常勤講師エリア						
教員準備室		○			○	
職員会議室		○			○	
保健室		○			○	
放送室		○			○	
印刷室		○			○	
教育相談室		○			○	
カウンセリング室		○			○	
更衣室		○			○	
休養室		○			○	
給湯室			○		○	
レッスン室等		レッスン室	○			○
	打楽器レッスン室	○			○	
	ソルフェージュ室	○			○	

室名		日常清掃		定期清掃		備考
		学校等	事業者	学校等	事業者	
屋内体操場	舞台	○			○	
	アリーナ	○			○	
	倉庫				○	
	管理室	○			○	
	更衣室	○			○	
	便所		○		○	
	多目的便所		○		○	
音楽ホール	ロビー		○		○	
	ホワイエ		○		○	
	ホール・ステージ	△			○	注釈2
	カウンター・事務室	○			○	
	観客用便所(男性)		○		○	
	観客用便所(女性)		○		○	
	楽屋ロビー	○			○	
	倉庫				○	
	ピアノ収蔵庫				△	注釈3
	打楽器収蔵庫				△	注釈3
	楽器収蔵庫				△	注釈3
	調光・音響調整室	○			○	
	更衣室	○			○	
	楽屋	○			○	
	楽屋便所		○		○	
給湯室		○				
共用部	昇降口		○		○	
	玄関		○		○	
	階段		○		○	
	便所		○		○	
	廊下	△	○		○	注釈4
	機械室				○	
	電気室				○	
	倉庫				○	
	ゴミ置き場		○		○	

室名		日常清掃		定期清掃		備考	
		学校等	事業者	学校等	事業者		
地元施設等	地元施設	消防分団詰め所	○			△	注釈5
		消防器具庫	○			△	
		自治会館	○			△	
	屋外施設	便所		○		○	
		多目的便所		○		○	
		倉庫				○	

室名		日常清掃		定期清掃		備考	
		学校等	事業者	学校等	事業者		
関係団体	少年合唱団	事務室	○			○	
		団員室	○			○	
	子どもの音楽教室	事務室	○			○	
		控室・書庫	○			○	

室名		日常清掃		定期清掃		備考	
		学校等	事業者	学校等	事業者		
サテライト・ギャラリー等	芸術大学 サテライト	エントランス		○		○	
		展示室 A		△		○	注釈6
		展示室 B		△		○	注釈6
		事務室・カウンター		○		○	注釈7
		会議室(講師控室)		○		○	
		倉庫1				○	
		倉庫2				○	
		荷捌き室	○			○	
		一時保管庫	○	△		△	注釈6
		排水室		△		○	
	便所(多目的便所)		○		○		
	開放型ギャラリー	ギャラリー		△		○	注釈6
		フリースペース		△		○	注釈6
		事務室		○		○	注釈7
		倉庫		△		○	
		便所		○		○	
		その他		○		○	

## 2 備考

(1) 各諸室の欄に○のある箇所を学校等と事業者が分担するものとします。

(2) 備考欄の注釈については、次のとおりです。

各諸室の欄の△についてので、次のとおりです。

ア 注釈 1：職員室については、事業者によるゴミの収集とし、授業時間外の適切な時間に実施するものとします。また、併せて床の清掃等に配慮すること。

イ 注釈 2：学校等の使用による場合は、学校等で清掃を行うものとする。  
なお、年間のほとんどが学校使用となり、事業者は計画的に定期清掃を実施すること。

ウ 注釈 3：楽器収蔵庫については、楽器の収蔵状況を確認し、定期的に清掃するものとし、実施に当たっては、学校と協議(教頭)すること。

エ 注釈 4：廊下のうち普通教室の前の日常清掃については、学校等によるものとする。

オ 注釈 5：地元施設の日常清掃は、地元で行うものとし、建物外部の窓、外壁については、事業者の定期清掃によるものとする。

キ 注釈 6：展示室の清掃については、展示期間中の床の清掃を、また一時収蔵庫に美術品が収蔵されている場合は、清掃業務を行わないものとする。

カ 注釈 7：事務室の清掃については、美術品の展示期間中についての清掃(1箇月のうち2週間程度を想定)とする。

(3) 建物の通路、建物周辺等の清掃

事業者において、定期的に清掃を行うものとし、また日常の状態を適切に判断し、清掃を実施すること。